

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド  
不動産鑑定士事業本部

## 「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」の表記漏れについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」におきまして、下記の表記漏れが発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけしますが、「2021 肢別行政法規」をお持ちの方は、下記の表記を参照の上、各教材への改正情報の反映の程、何卒宜しく願います。

### 【これから改正対策講座を受講される方】

「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」57 頁の、「2021 行政法規 改正表」下から二番目に、下記の表記を追加してください。

### 【すでに改正対策講座を受講された方】

下記の表記を参照の上、「2021 肢別行政法規 下巻」に改正情報の反映をお願いいたします。

2021 肢別行政法規		
巻・頁・No	改正前	改正後
下巻 13 頁 No28 解説文	× 不動産鑑定士の登録を受ける際には被保佐人ではなかった者が、その登録後に被保佐人となった場合、それを理由として不動産鑑定士の <u>登録を削除される</u> (16 条 2 号、19 条 1 項 2 号、20 条 1 項 3 号)。【テキスト P159 参照】	× 不動産鑑定士の登録を受ける際には被保佐人ではなかった者が、その登録後に被保佐人となった場合、それを理由として不動産鑑定士の <u>登録を削除されることはなく</u> (16 条 2 号、19 条 1 項 2 号、20 条 1 項 3 号)、 <u>鑑定評価等業務を行うことは禁止されない</u> 。【テキスト P159 参照】

今後このような不備が生じないように、スタッフ一同努力してまいりますので、どうか宜しく願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具



FU21316